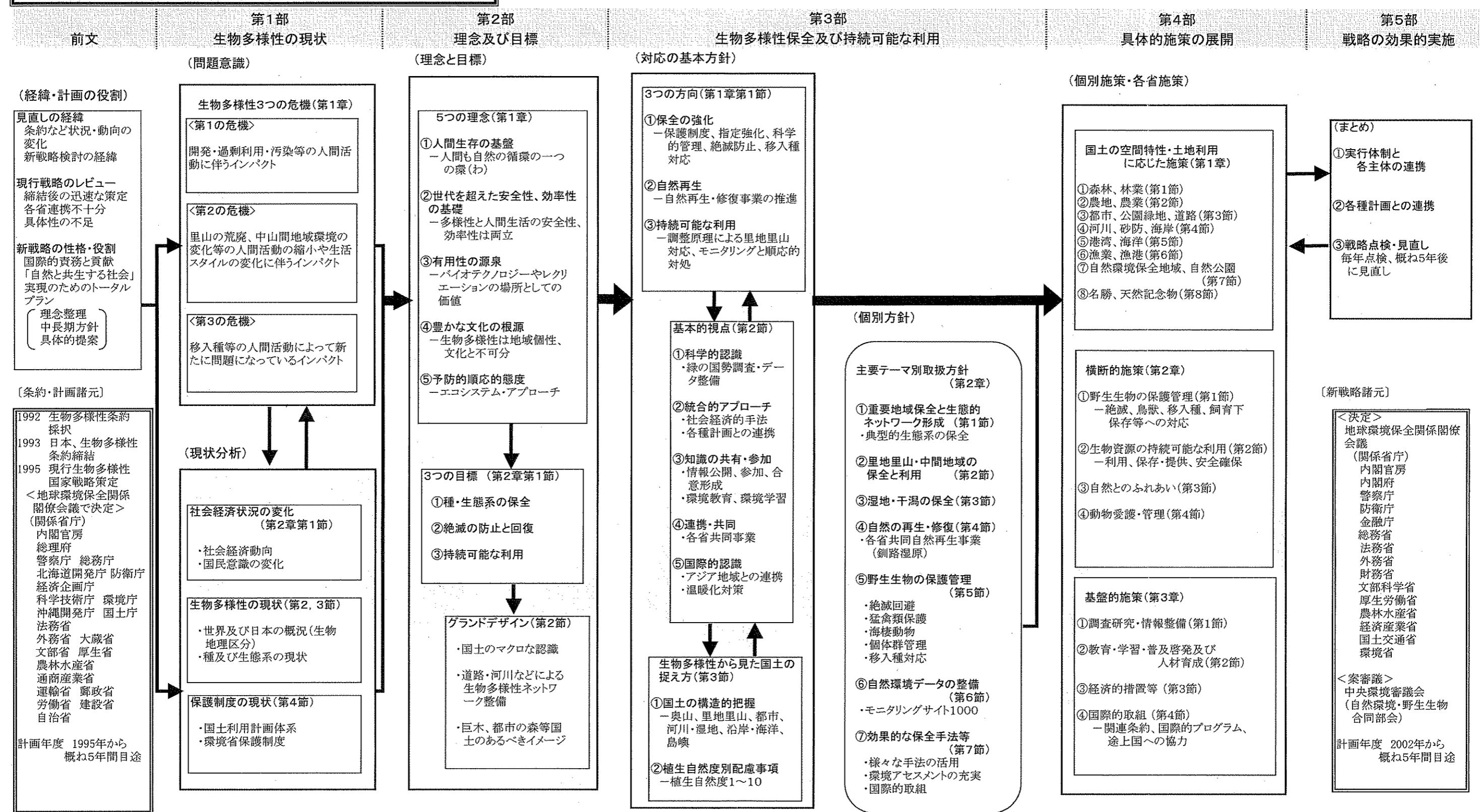


「自然再生の推進に関する政策評価」参考資料

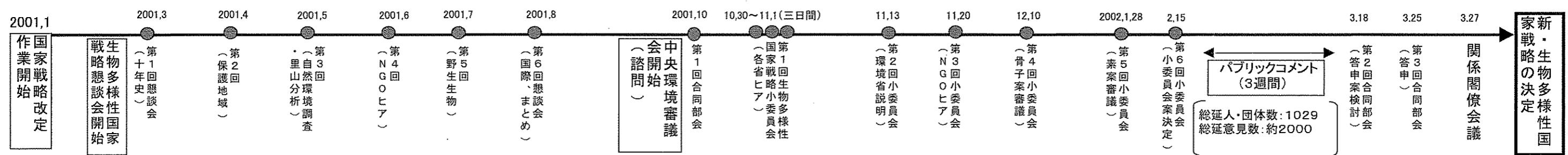
目 次

○ 新・生物多様性国家戦略の概要	1
○ 自然再生推進法制定までの経緯	2
○ 自然再生とは	2
○ 自然再生事業とは	2
○ 自然再生推進法の概要	3
○ 自然再生基本方針の概要	4
○ 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況	6
○ 現在、自然再生協議会の設置に向けて検討している組織等	9
○ 国、地方公共団体の支援・取組状況	10
○ 地方出先機関相談窓口ネットワークについて	11
○ 自然再生に関して各省庁が実施している主な施策・事業	12
○ 自然再生推進会議の開催状況	16
○ 自然再生推進会議の設置について	17
○ 自然再生専門家会議の開催状況	19
○ 自然再生専門家会議の設置について	20

～新・生物多様性国家戦略～



生物多様性国家戦略見直しの流れ



○ 自然再生推進法制定までの経緯

- 平成13年 7月・・・「21世紀『環の国』づくり会議」報告
「順応的管理の手法を取り入れて、積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要」と提言
- 平成13年12月・・・「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申
「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、省庁の枠を超えて自然再生の効果的・効率的な推進のための条件整備が必要」
- 平成14年 3月・・・「新・生物多様性国家戦略」
(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)
「自然再生」を、今後、展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置付け。その具体策である「自然再生事業」の推進を規定
* 概ね5年を目途に見直し
- 平成15年 1月・・・「自然再生推進法」施行
* 概ね5年を目途に法律の施行状況を検討(必要な措置を講じる)
- 平成15年 4月・・・「自然再生基本方針」策定
* 概ね5年を目途に見直し

○ 自然再生とは

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること

○ 自然再生事業とは（4つの行為）

開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものを創出する代償行為としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし行う4つの行為

- 「保全」・・・良好な自然環境が現存している状態を維持する行為
- 「再生」・・・自然環境が損なわれた地域において自然環境を取り戻す行為
- 「創出」・・・大都市など自然環境が失われた地域において、大規模な造成などにより自然生態系を取り戻す行為
- 「維持管理」・・・再生された自然環境をモニタリングし、長期間にわたり維持・管理する行為

○ 自然再生推進法の概要

(1) 目的

自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与

(2) 基本理念

- ① 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与
- ② 地域の多様な主体が連携し、自主的かつ積極的に実施
- ③ 科学的知見に基づき実施
- ④ 自然再生の状況を監視し、科学的な評価を加え、これを反映させる方法により実施
- ⑤ 自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮

(3) 国、地方公共団体の責務・支援措置

- ① 実施者の相談に的確に応じる体制の整備
- ② 許認可等で適切な配慮
- ③ 自然再生事業の進捗状況の公表
- ④ 自然再生を推進するために必要な財政上の措置
- ⑤ 自然環境学習の振興
- ⑥ 自然再生に関する広報活動の充実
- ⑦ 自然再生に関する情報提供
- ⑧ 自然再生に関する研究開発の推進、科学技術の振興
- ⑨ 地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

(4) 法律の施行状況の検討

法律施行五年を経過した場合、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

○ 自然再生基本方針の概要

(1) 自然再生の方向性

- ① 自然再生の3つの視点
 - i) 生物の多様性確保を通じた自然との共生
 - ii) 地域の多様な主体の参加・連携
 - iii) 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的な取り組み
- ② 地域の多様な主体の参加と連携
- ③ 科学的知見に基づく実施
- ④ 順応的な方法により実施
- ⑤ 自然環境学習の推進
- ⑥ その他自然再生の実施に必要な事項
 - i) 調査研究の推進と科学技術の振興
 - ii) 普及啓発活動の積極的な推進
 - iii) 必要な財政上の措置
 - iv) 地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進
 - v) 地球温暖化対策への配慮

(2) 自然再生協議会に関する基本的事項

- ① 協議会の組織化
 - i) 参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保
 - ii) 地域の多様な主体が参加
 - iii) 関係行政機関及び関係地方公共団体は、相談体制の整備等必要な協力
- ② 協議会の運営
 - i) 自然再生に関する合意形成
 - ii) 客観的かつ科学的なデータに基づいた協議
 - iii) 協議会の運営に係る透明性の確保
 - iv) モニタリング結果の評価及び評価結果の事業へ反映

(3) 全体構想及び事業実施計画の作成に関する基本的事項

- ① 全体構想の内容
自然再生基本方針に即して、i) 自然再生の対象となる区域、ii) 目標、iii) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然再生の推進に必要な事項を記載
- ② 実施計画の内容
自然再生基本方針に基づき、i) 個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、ii) 当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、iii) その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を記載

(4) 自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然環境学習の推進に関して、①自然環境学習プログラムの整備、②人材の育成、
③情報の共有に留意

(5) その他重要事項

① 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

i) 環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化

ii) 自然再生推進会議及び自然再生専門家会議は、原則公開とし透明性を確保

② 国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供

③ 国及び地方公共団体は、自然再生に関する情報の収集及び提供

④ 国及び地方公共団体は、自然環境の現状や保全・再生の重要性について普及啓発

⑤ 国及び地方公共団体は、広域的な観点から自然再生を計画的に実施